平成２３年（フ）第２２８４号
札幌市手稲区稲穂４条３丁目３番１―302号
債務者　川森　智恵
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０７号
札幌市東区北６条東19丁目１番１―302号
債務者　佐脇　伸子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４２号
札幌市中央区北３条西12丁目２番地１　札幌パークマンション205号
債務者　朝枝久美子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６３号
札幌市北区新琴似８条15丁目４番14号　木村ビル103号
債務者　高橋　祥穂
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３７３号
札幌市豊平区平岸４条17丁目２番12号　ヴィラ平岸３号
債務者　清水　美一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８０号
北海道千歳市春日町３丁目２番１―208号
債務者　佐藤芽由樹
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８４号
札幌市東区北32条東１丁目７番10―203号
債務者　佐々木紀行
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８５号
札幌市東区北32条東１丁目７番10―203号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４１６号
札幌市豊平区月寒東４条18丁目17番12号
債務者　星　　雅道
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２４号
北海道石狩市花川南６条２丁目237番地　マイルーム花川２号
債務者　佐藤恵里子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５１号
札幌市北区新琴似２条７丁目１番57号　近藤ビル101号
債務者　堤　　一洋
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３号
北海道士別市大通北９丁目２番地
債務者　金　富士子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第５５６号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目22番25―310号　若葉グリーンプラザ弐番館
債務者　津田　享生
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３４４号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保231番地１　プラネット102号
債務者　田村　俊彦
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８４号
埼玉県熊谷市原島1097番地６
債務者　稲村　真一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３１号
千葉県山武郡横芝光町宮川5986番地10
債務者　鈴木　伸介
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０号
千葉県東金市南上宿８番地14　コーポまるも101
債務者　森　　清子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１号
千葉県山武郡九十九里町下貝塚969番地38
債務者　関口　昌子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係